

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条の規定に基づく岐阜県公安委員会の事務の委任に関する規則〔平成4年2月25日岐阜県公安委員会規則第1号〕

改正 平成5年県公安委員会規則第1号
平成9年県公安委員会規則第4号
平成20年県公安委員会規則第8号
平成24年県公安委員会規則第9号

(警察本部長への事務の委任)

第1条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第35条第1項の規定による命令(以下この条において「仮の命令」という。)に関する事務、法第12条の4第2項の規定による指示(緊急の必要がある場合におけるものに限る。)に関する事務、法第15条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に係る仮の命令に係る同条第4項及び第5項に規定する事務並びに法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務は、岐阜県警察本部長が行う。

(警察署長への事務の委任)

第2条 法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、第30条、第30条の3、第30条の7第1項及び第30条の10第1項の規定による命令は、警察署長が行う。

附則

この法則は、平成4年3月1日から施行する。

附則〔平成5年7月8日岐阜県公安委員会規則第1号〕

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

附則〔平成9年9月30日岐阜県公安委員会規則第4号〕

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附則〔平成20年8月1日岐阜県公安委員会規則第8号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附則〔平成24年10月30日岐阜県公安委員会規則第9号〕

この附則は、公布の日から施行する。